別表第十六　製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（定義） **第一条**　［1～3　略］ 4　この規則において「品質マネジメントシステム」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号）第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。	（定義） **第一条**　［1～3　同上］ ［項を加える。］
［条を削る。］	（放射能濃度に関する確認実施要領書） **第三条の二**　原子力規制委員会は、前条の申請書の提出を受けた場合には、第二条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項の確認の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書を定めるものとする。
（放射能濃度確認証） **第四条**　原子力規制委員会は、前条第一項の規定による申請に係る放射能濃度に関し、原子力規制検査（特定原子力施設にあっては、法第六十四条の三第七項の検査）により次に掲げる事項について確認をしたときは、放射能濃度確認証を交付する。 一　法第六十一条の二第二項の認可を受けた方法に従って放射能濃度の測定及び評価が行われていること。 二　放射能濃度確認対象物が第二条に規定する基準を満たしていること。	（確認証の交付） **第四条**　原子力規制委員会は、法第六十一条の二第一項の規定により次に掲げる事項を確認したときは、当該確認に係る確認証を交付する。 一　評価に用いる放射性物質の放射能濃度の値が第二条に規定する基準を満たしていること。 二　放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定及び評価が法第六十一条の二第二項の認可を受けた方法に従って行われていること。
（放射能濃度の測定及び評価の方法の認可の申請） **第五条**　法第六十一条の二第二項の規定により、放射能濃度の測定及び評価の方法の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 ［一～九　略］ 十　放射能濃度の測定及び評価に係る品質マネジメントシステム 2　前項の申請書には、次に掲げる事項について説明した書類を添付しなければならない。 ［一～六　略］ 七　放射能濃度確認対象物の管理方法に関すること。 八　放射能濃度の測定及び評価に係る品質マネジメントシステムに関すること。 九　［略］ 3　［略］	（放射能濃度の測定及び評価の方法の認可の申請） ［一～九　同上］ ［号を加える。］ 2　［同上］ ［一～六　同上］ ［号を加える。］ 七　放射能濃度の測定及び評価のための品質保証に関すること。 八　［同上］ 3　［同上］

別表第十七　核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（定義） **第二条**　［略］ 2　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一・二　略］	（定義） **第二条**　［同上］ 2　［同上］ ［一・二　同上］